## 会議報告



# IFRS諮問会議 (2020年11月)会議概要

日本公認会計士協会

ニッセイアセットマネジメント株式会社 運用部門統括部長

(報告者:関根 愛子)

### はじめに

2020年11月3日と4日の両日にわた り、IFRS諮問会議(IFRS Advisory Council) がビデオ会議の形で開催され

IFRS諮問会議は、国際会計基準審 議会(IASB)、IFRS財団に対して、戦略 的な事項やその優先順位をアドバイスす るための諮問機関である。議長1名と 委員49名の合計50名から構成されてお り、先進国、新興国の財務報告関係者か ら幅広く委員が選ばれている。

日本からのIFRS諮問会議委員は、日 本証券アナリスト協会を代表する井口譲 二氏と日本公認会計士協会代表の報告 者(関根)の2名である。また、金融庁よ り企画市場局・企業開示課課長補佐・ 高橋良輔氏がオブザーバーとして出席し

今回の会議の議事一覧は、下記図表 のとおりである。

今回もビデオ会議のため、会議時間が 通常より短くなっている。なお、議論の中 心となったサステナビリティ報告に関する コンサルテーション・ペーパーに関しては、 本諮問会議に先立って、10月に少人数 に分かれてブレークアウト・セッションが開 催されており、そこでの議論を踏まえて、 今回の会議が開催されている。主な内 容は以下のとおりであるが、詳細な議事 概要は、IFRS Advisory Council 2020"Chairman's Report IFRS Advisory Council November 2020"1を参照されたい。

図表:2020年11月開催 IFRS諮問会議 議事一覧

Agenda Paper番号	日時(	(ロンドン時間)	議事
1	11/3	12:15—12:30	IFRS財団評議員会の活動報告
2	同	12:30—13:00	IASBの活動報告
3	同	13:00—13:30	前回のIFRS諮問会議のフィードバック
4	同	13:30—13:45	サステナビリティ報告(コンサルテーション・ペーパー
		14:00—15:45	質問1及び2のディスカッション)
4	11/4	12:00—13:15	サステナビリティ報告 (コンサルテーション・ペーパー
		13:30—14:30	質問3~9のディスカッション)
	同	14:30—15:45	IFRS諮問会議議長によるまとめ等、閉会

(出所)IFRS財団資料に基づき、報告者作成

## **I** IFRS財団評議員会及び IASBの活動報告

Erkki Liikanen評議員会議長より、
①Covid-19の中で、IFRS財団は効率的に活動していること、②IASB議長の指名プロセスが進み、間もなく次期IASB議長が公表されること(11月12日にAndreas Barckow氏の指名が公表)、③IFRS財団評議員会のサステナビリティ報告に関するコンサルテーション・ペーパーが9月30日に公表されており、利害関係者の意見を聞きたいと考えていることが述べられた。

評議員会議長の報告を受けて質疑応答が行われたが、全てサステナビリティ報告に関することであり、Liikanen評議員会議長とLee Whiteエクゼクティブ・ディレクターから、関係者の協力を得ながら、基本的には小さく始めて大きく育てるとの考え方が説明された。

また、IASBの活動報告については、Sue Lloyd副議長から説明があり、緊急性を要する修正として、計画どおりに、IFRS第17号「保険契約」の修正と、IFRS第9号「金融商品」等の修正として「金利指標改革ーフェーズ2」を公表したこと、Covid-19の課題への対応等を行っていることや、アジェンダ・コンサルテーションを2021年第1四半期に公表することが示された。また、デュー・プロセス・ハンドブックのアップデートに関連して、アジェンダ決定についても説明され議論がなされた。

#### Ⅲ 前回のIFRS諮問会議の フィードバック

前回のIFRS諮問会議以降、過去の IFRS諮問会議のフィードバックを、IFRS 財団がその戦略活動へどのように組み 込んでいるかが報告された。また、IFRS 諮問会議のフィードバックは、毎回の会議の後、評議員会、IASB及びスタッフに報告されていること、また、IFRS諮問会議議長は、評議員会会議に出席し、さらなるコミュニケーションができるようにしていることが説明された。

### ₩ サステナビリティ報告

コンサルテーション・ペーパーの質問に沿って議論を行ったため、以下では、質問ごとに関連するIFRS諮問会議での議論を示す。なお、監査及び保証に関する質問(質問10)は時間の関係で取り扱われなかった。

質問 1:国際的に認知されたサステナビリティ報告基準の国際的なセットの必要性はあるのか。IFRS財団は当該基準設定において役割を果たし当該領域に拡大すべきか。

国際的に認知されたサステナビリティ報告基準の国際的なセットの必要性が、強く支持された。多くのIFRS諮問会議メンバーは、国際的な資本市場における現在のガイダンスと実務は分断化しており、より良い開示を至急要するとの見解であった。

井口氏からは、「投資判断において、サステナビリティに関する情報ニーズが高まっている。一方、現状は、開示において基準がなく、企業・投資家とも混乱している状況と考える。基準設定スキル/プロセス・適切なガバナンス体制を有するIFRS財団は、この状況を改善させることができると期待する。」との発言があった。

報告者(関根)は、「非財務情報はます ます重要となっており、資本市場に透明 性と効率性をもたらすよう、統一化された 基準を作ることは重要と考えている。サ ステナビリティ基準審議会(SSB)の設定 は難題であるが、資本市場で高い信頼を 得ているIFRS財団がサステナビリティ基 準開発のイニシアティブをとることは、現 存する多くのサステナビリティ基準を収斂 する推進力となるため、後に述べる一定 の要件を満たす前提でIFRS財団の活動 を広げることを支持する。」と発言した。

## 質問2:IFRS財団の既存のガバナンス構造の下で運営されるSSBの設置

IFRS財団に正当性と信頼性が確立されているとの観点から、IFRS財団内にSSBを創設することは総じて支持されたが、IFRS財団が果たす役割として、以下の点が議論された。

- IASBとSSBの両審議会をどのよう に同時に運営していくか多くの考えが 示されたが、SSBが設置されても企業 報告に盲点があってはならず、全ての 投資家ニーズは取り上げられるべきと された。
- 会計基準設定プロセスに関与する 団体が既に多数存在しており、SSBが 設置されたことでより複雑になってはな らない。
- 欧州の状況を考えると、SSBの設立 は急ぐ必要があり、短期間でデュー・プロセスを行い、早期に基準を策定しなければならないという意見と、デュー・プロセスは重要であり、高品質の基準を設定する必要があるという意見に分かれた。
- 理事会ではなく諮問会議を当初創設すれば、他の基準設定主体の関与が促進されるのではないかとの提案もあった。
- 概念フレームワークを開発することが理想的であるという意見の一方で、 時間がかかるため基準開発の時期に 影響を及ぼすとの意見があった。

なお、議論には、Hans Hoogervorst

IASB議長も参加しており、「IASBには ESGの知識がなく、様々なスキルを導入 する必要があることや、非財務情報は政 治的な要素が強く、基準設定においては より独立性が必要となる。このためには、 シングル・マテリアリティは不可欠である といった意見が述べられた。

井口氏からは、Hoogervorst議長な どの議論を受け、「政治的な要素が入り やすい非財務情報基準の設定において は、シングル・マテリアリティの視点が重 要になるとともに、SSBにはより独立性が 求められることになる。SSBの人員構成 においては、欧州からだけではなく、北米・ アジアなど地域的な多様性の確保が求 められる他、スキルの多様性も必要であ る。また、デュー・プロセスは重要である が、時間的な制約も考えると、後で議論 する"気候第一アプローチ"の視点はより 重要になる。」との発言があった。

#### 質問3:SSBの成功のための要件に ついてコメント又は追加提案

SSBをより適切にサステナビリティ報告 基準審議会(SRSB)と名付けるとの意 見があったものの、SSBの成功のために 提案された7つの要件について、諮問 会議メンバー間で意見の相違はなかっ た。ただし、より詳細で精緻にする必要が あるとされた。

また、「成功のための要件」として以下が 欠けており、さらなる明確化が必要である とされた。

- 適時性-気候リスクの緊急性を考 慮すると、基準開発を適時に行うこと が成功の要件であるという意見が多 かった。一方で、基準の品質との間にト レードオフがあることが指摘された。
- 範囲-「サステナビリティ」や「気候 関連」が意味するものを含め、主要な テーマを明確に定義し、SSBが他のイ

ニシアティブとどのような作業を意図す るのか、シングル・マテリアリティかダブ ル・マテリアリティか、気候関連の開示 のみに焦点を当てるか、あるいは社会 及びガバナンスに拡大するかを、明確 にしなければならないと指摘された。

井口氏からは、「非財務情報の基準設 定においては、財務情報との関連も重要 になるため、SSBのメンバーは会計基準 にもある程度の素養を持つ必要がある。 また、昨日の議論でデュー・プロセスなど タイムリネスが話題となったが、他の非財 務情報の基準設定主体と協力すること は重要である。特に、企業・投資家に広 く用いられる気候関連財務情報開示タス クフォース (TCFD) は大いに活用すべき と考える。」との発言があった。

報告者(関根)は、「企業報告では財 務報告と非財務報告の連携が重要であ るが、IFRS財団は、IASBのために確保 されている財務資源と人的資源を、SSB に割り当てるべきではない。また、SSBメ ンバーの要件として、ESGの専門家だけ でなく、作成者、投資家など主要な資本 市場参加者を含める全体的なバランス が重要であるとともに、十分かつ適切な 専門的知識を持つスタッフの確保が重要 である。なお、資金負担の軽減のため、 SSBメンバーを非常勤とすることも検討 すべきである。さらに、SSBの成功要件と して、サステナビリティに関する団体によ る作業、専門的知識の蓄積を活用するこ とが重要である。IFRS財団が最初から サステナビリティ基準を開発するのは非 効率的な上に、既存の多くの基準に複雑 性を追加することになる。」と発言した。

質問4:IFRS財団は、SSB基準の採 用及び一貫した適用を国際的に支援 するために利害関係者との関係を活 用できるか。

質問5:IFRS財団は、一層の国際的 な一貫性を達成するために、サステナ ビリティ報告における既存の取組みを いかに基礎とし協力するのが最善か。 質問 6:IFRS財団は、一貫したサステ ナビリティ報告のための国際的な解決 策を見出すために、既存の各法域の 取組みをいかに基礎とし協力すること が最善か。

- 明確な定義と測定が一貫性の達成 の鍵とされたが、政治的な問題から、 国際的に合意されない可能性が指摘 された。また、IFRS基準への準拠性を 表明する上で、サステナビリティ基準の 適用が義務付けられるのか、適用を監 視する主体はどの規制機関なのかに ついて明確化が求められた。
- 既存の機関とグローバルな一貫性 を達成するために、IFRS財団が投資 家にどういった価値をもたらすか、例え ば、欧州連合(EU)はより広範な公共 の利益に焦点を当てているが、IFRS 財団は投資家に焦点を当てている点を 明確化することが指摘された。
- 既存の基準の主要な特徴を統合す ることが重要であり、包括的な調査が 必要であるとされ、そのためには、既存 のイニシアティブとの協力が鍵であるこ とが指摘された。また、国際的な枠組 みが、地域又は法域レベルでの追加的 な要求事項を許容するか否かも議論さ れた。
- 環境上の焦点と貧困削減の必要性 との間の対立について議論された。バ ランス・スコアカードの開発により、たと え環境スコアが低くても、より高い社会 的スコアを認めることになるとされた。

報告者(関根)は、「IFRS財団は、サス テナビリティ基準の開発にもIFRS基準と 同様の原則主義アプローチを採用すべ きであるが、財務報告上と同様にサステナビリティ報告で比較可能性を確保することは困難な可能性がある。比較可能性が強調され過ぎると目的適合性のある情報が提供されないおそれがあり、基準設定に当たり、SSBは原則主義アプローチと目的適合性を考慮して、一貫した適用の確保を図る必要がある。」と発言した。

質問7:IFRS財団がSSBを設置するとした場合、サステナビリティ報告の他の領域に拡大する前に、気候関連の財務開示を最初に開発すべきか(気候第一アプローチ)。

質問8:SSBは気候関連リスクに焦点を当てた定義を設けるべきか、より幅広い環境要因を考慮すべきか。

質問 9:SSBが採り得る重要性に対するアプローチ案に同意するか。

- 気候第一アプローチは過度に野心 的でなく、「一歩ずつ前進する(baby steps)」アプローチとして適切とされ た一方で、気候変動が本当に最優先 か、パンデミックの発生や、その他の ESGの問題もあるという意見もあった。
- ・ 投資家にとって意思決定に有用な情報を提供するには、シングル・マテリアリティによるとされた。他方、ダブル・マテリアリティには懸念がある一方、シングル・マテリアリティでは十分に意欲的ではない、既にダブル・マテリアリティを検討している団体もあるため、注意

深く検討しなければならないとの意見も あった。また、「重要性」はあまりにも主 観的であり、「目的関連性」がより優れ ているとの見解も示された。

井口氏からは、「時間的な制約を考えると、コンセンサスを得やすい、気候第一アプローチは妥当と考える。ただ、環境分野だけでも、プラスチック問題などもあり、気候問題だけで終わるべきではない。マテリアリティについては、IFRS財団の強みは会計基準設定を通じ培ってきたシングル・マテリアリティの手法であり、これに焦点を当てるべきと考える。また、昨日も、非財務情報には政治的な要素が入りやすいという話があったが、ダブル・マテリアリティは基準の複雑化を招くことになると危惧する。」との発言があった。

報告者(関根)は、気候第一アプローチについて、「当初から広範なESGに取り組むことの複雑性の懸念から同意するが、企業報告にとってESGは重要であるため近い将来、社会とガバナンスに関する事項も対象に含めるべきである。」と発言した。また、重要性の問題については、「投資家及び資本市場参加者中心のシングル・マテリアリティ・アプローチを基本的に採用すべきである。ダブル・マテリアリティ・アプローチへの支持もあることを理解するが、その場合、IFRS財団のミッションとガバナンスに影響を及ぼすのではないか。」と発言した。

## **V** おわりに

今回の会議は、冒頭での説明のとおり、サステナビリティ報告に関するコンサルテーション・ペーパーの意見募集期間中に行われたことから、時間の大半を費やしてこの議論がなされた。前回同様、ビデオ会議であったが、事前のブレークアウト・セッションも踏まえての議論であり、タイミングのよい開催であったため、より深い議論ができたのではないかと思う。

議論の結果、SSBを設定するという基本的方向性は賛同されたが、マテリアリティの議論等、いくつか議論が分かれる点もあり、コンサルテーション・ペーパーのコメントを踏まえ、今後、具体的に検討が進んでいくことが想定される。SSBの設定については、日本の実務に与える影響も大きく、引き続き注視したい。なお、次回のIFRS諮問会議は、4月13日及び14日の予定であったが、2月23日に臨時のビデオ会議が追加開催されることになっている。

#### <注>

1 IFRS財団ホームページ参照(https://cdn.ifrs.org/-/media/feature/meetings/2020/november/advisory-council/ac-meeting-summary-nov-2020.pdf)。